

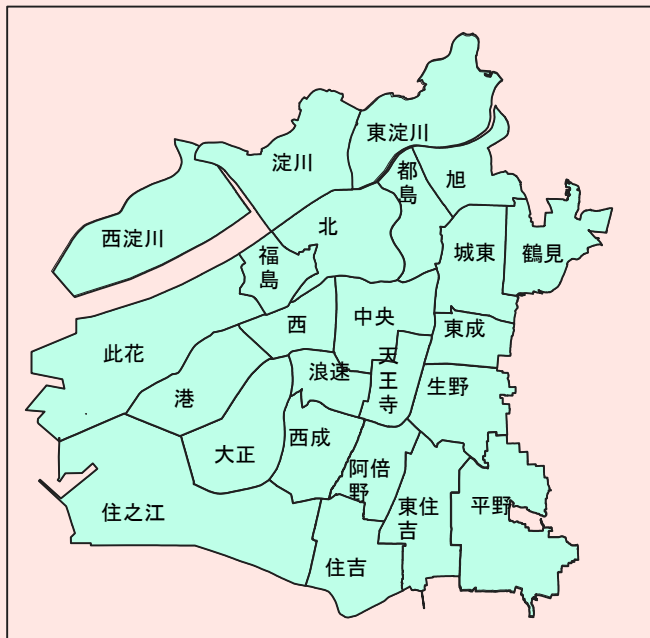
大阪市

地域移行推進の取組みから 地域包括ケアシステムへ

大阪市では、平成14年11月よりモデル事業として「精神障がい者地域生活移行事業」に取り組み、平成15年に国庫補助事業として本格実施となりました。平成24年度の改正障害者自立支援法により、地域相談の地域移行・地域定着支援として個別給付となり、平成25年度より地域移行支援の相談窓口を区保健福祉センター精神保健福祉相談員とし、こころの健康センターが技術支援を行ない継続実施しています。平成29年度より福祉局とも連携し、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

1 大阪市の基礎情報

大阪市
(24区)



取組内容

【人材育成の取り組み】

- ピアサポーター養成講座、交流会の実施
- 関係機関職員への研修

【精神障がい者の地域移行の取り組み】

- ピアサポーターによる啓発講座（地域交流会）
- 精神科病院への啓発
- 地域移行推進のため事業所や関係部署とのワーキング実施

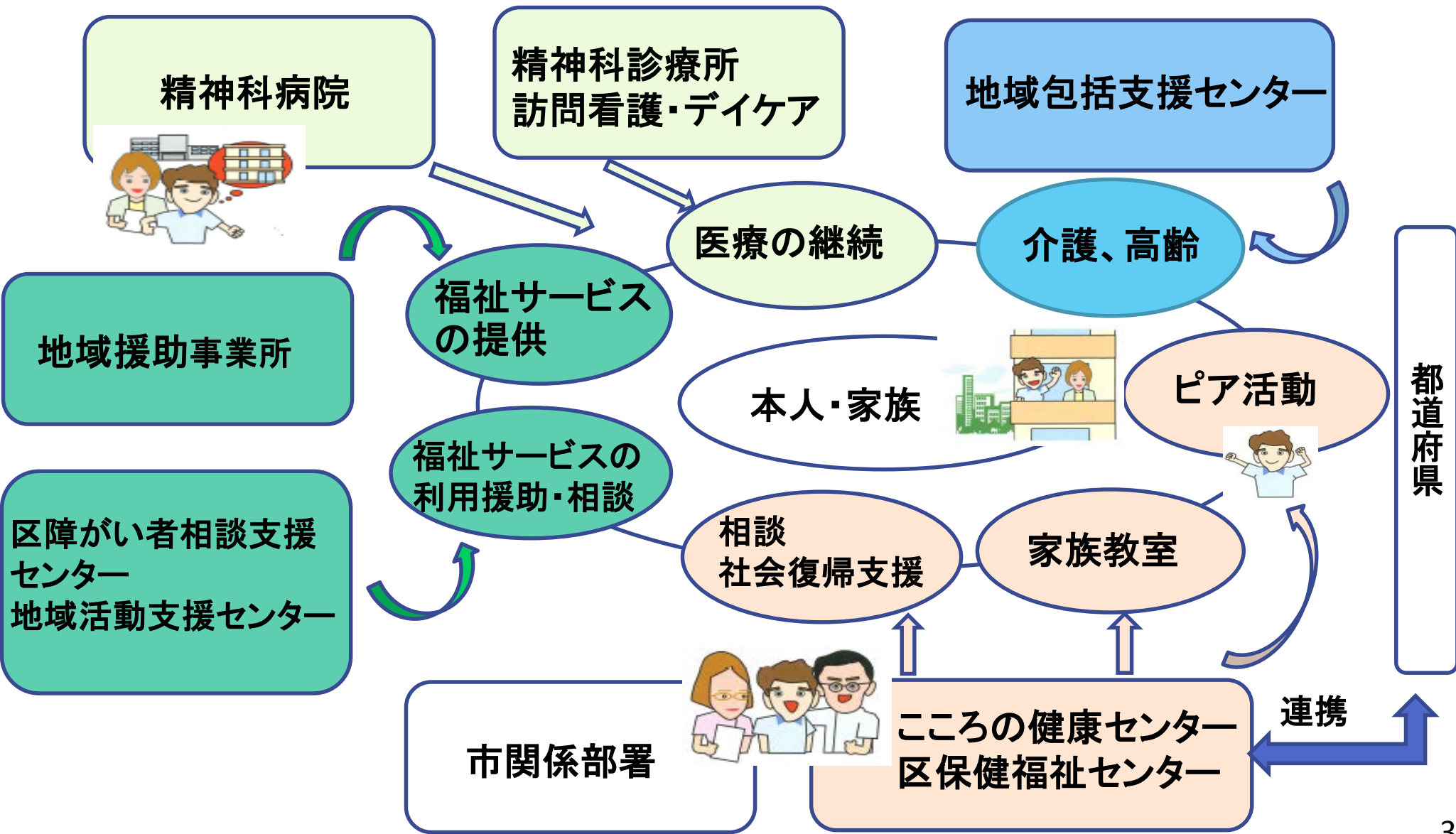
【地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み】

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の構築に向けた検討

基本情報

障害保健福祉圏域数 (H29年5月末)	1カ所		
市町村数 (H29年5月末)	1(市)		
人口 (H27年10月1日国勢調査)	2,691,742人		
精神科病院の数 (H29年5月末)	6病院		
精神科病床数 (H29年5月末)	231床		
入院精神障害者数 (H28年6月末)	3か月未満：469人 (12.3%)		
	3か月以上1年未満：796人 (20.9%)		
	1年以上：2,545人 (66.8%)		
	うち65歳未満：1,904人		
	うち65歳以上：1,906人		
退院率 (H28年6月末)	入院後3か月時点：61.4%		
	入院後6か月時点：83.7%		
	入院後1年時点：91.0%		
相談支援事業所数 (H29年3月末)	基幹相談支援センター：1		
	一般相談事業所数：139		
	特定相談事業所数：312		
障害福祉サービスの利用状況 (H29年3月末)	地域移行支援サービス：21人		
	地域定着支援サービス：396人		
保健所 (H29年5月末)	1カ所		
自立支援協議会の開催頻度 (H28年度)	2回/年		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の有無と数	都道府県	有・ 無	カ所
	障害保健福祉圏域	有・ 無	カ所
	市町村	有・ 無	カ所
精神保健福祉審議会 (H29年3月末)	1回/年、委員数12人		

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）



3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市・圏域

関係機関の役割		
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	(大阪市の場合) 大阪市精神障がい者地域生活移行支援事業検討会議
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の情報交換、情報共有 ピアサポーター普及啓発 退院意欲の喚起についての課題
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> 課題の共有等
障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	
	協議の内容	
	協議の結果としての成果	
都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	
	協議の内容	
	協議の結果としての成果	

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- 平成14年度 大阪市精神障がい者地域生活移行支援事業開始
精神科病院からの推薦があり退院を希望する精神障がい者に対して、こころの健康センターが実施する選定会議で対象者を決定し自立支援員（大阪市が委嘱した精神障がい者地域生活支援センター）が退院促進を支援する。
- 平成15年度 精神障がい者退院促進事業が国庫補助対象事業となる
- 平成20年度 精神障がい者地域移行支援特別対策事業により、次の取り組みを開始

取 り 組 み	役 割
地域体制整備コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・入院者の退院意欲の醸成等の働きかけ ・精神科病院との連携 ・地域の支援機関との関係構築
ピアサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポーターの養成 ・ピアサポーターによる入院者への情報提供
体験宿泊事業	<ul style="list-style-type: none"> ・退院促進支援利用者が退院にむけて地域のGH等で宿泊体験を行う

- 平成25年度 障害者総合支援法制定により
- ・精神科病院からの相談窓口を区精神保健福祉相談員とし現行体制に変更
 - ・こころの健康センターが区精神保健福祉相談員への技術支援、ピアサポーターの養成、ピアサポーター活動の拡充、精神科病院への啓発を実施する。
- 平成30年度以降 保健・医療・福祉関係者による協議の場の構築に向けた検討

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

特徴(強み)

1. 精神障がい者を支援する専門機関や事業所など社会資源がある。
2. 身近な区役所で家族支援や精神障がい者の医療相談や社会復帰を行っている。
3. 大阪府と円滑な連携体制がある。

課題

1. 精神科病院が遠方であり連携がとりにくい。
2. 高齢の長期入院者が多い。
3. 大阪市、精神科医療機関、地域包括支援センター、地域援助事業者が支援体制を協議する場がない。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた指標の推移

NO	指標	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①	1年以上の精神科病院在院患者数(人) (各年6月30日現在)	2379	2350	2253
②	各年度 地域移行支援利用者数(実人数)(人)	18	11	21
③	②のうち、退院した者の数(実人数)(人)	16	15	8
④	ピアサポーターの養成者数(実人数)(人)	11	7	6
⑤	④のうち、活動している者の数(実人数)(人)	4	3	4

【記入上の留意点】

- ③について ※利用年度の翌年度以降に退院した者については、利用年度に計上して下さい。
※退院後に再入院となった者については、退院した者(1人)として計上して下さい。
- ⑤について ※養成年度以降に、実際の活動を開始した者については、養成年度へ計上して下さい。

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた平成29年度の取組スケジュール

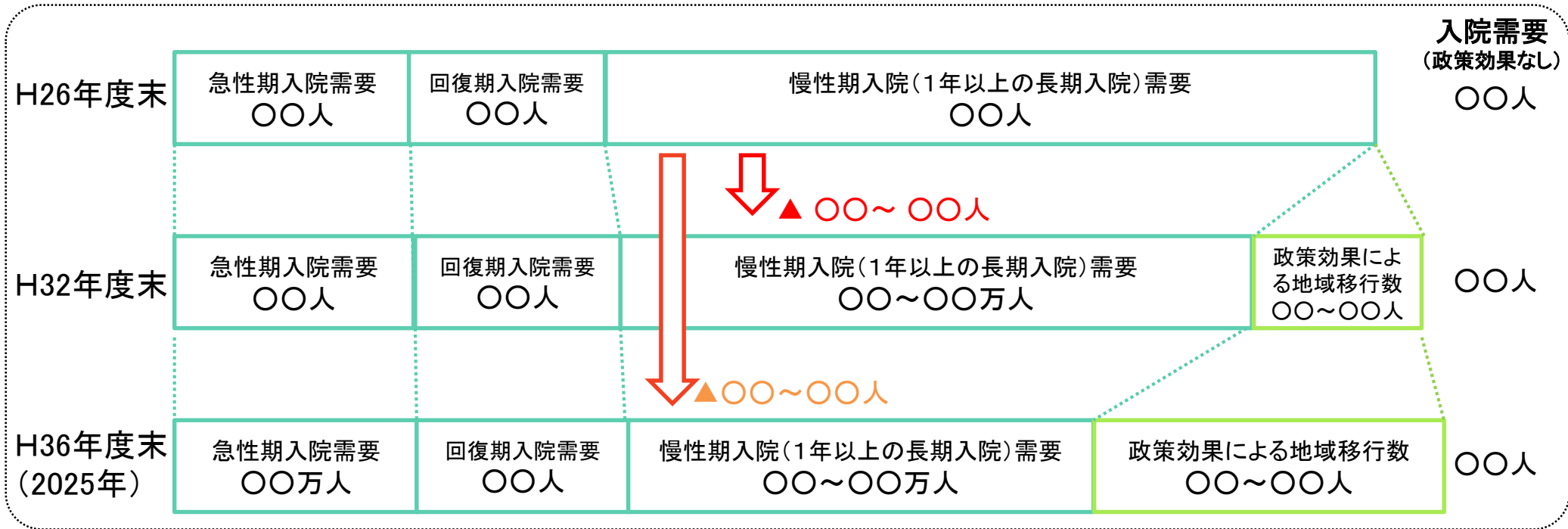
平成29年度の目標

1. 退院に向けた意欲の喚起・地域移行サービスへの繋ぎ
2. 安定した地域生活の基盤づくり
3. 関係機関との更なる連携

時期(月)	実施内容	担当
4月～3月	退院に向けた意欲の喚起 ・ピアサポーターによる院内啓発、グループ面接 ・精神科病院の職員に対する研修実施 ・大阪府や関係部局と連携し、退院の可能性のある患者を地域移行サービスへ繋げる	こころの健康センター ピアサポーター 事業所
4月～3月 9月 6月～1月 11月	安定した地域生活の基盤づくり ・相談窓口への研修、技術支援 ・関係機関職員への研修 ・ピアサポーターの養成講座(8回)ピアサポーター交流会(4回) ・ピアサポーターによる市民啓発 ・地域包括支援センターとの連携	こころの健康センター ピアサポーター 事業所
8月、3月 6月～3月	地域包括ケアシステムの構築にむけた会議 ・地域移行推進に関する検討会議 ・地域移行推進のため事業所や関係部署とのワーキング実施 ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の構築に向けた検討 ・大阪府との連携	こころの健康センター 福祉局 地域移行推進関係部署

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた目標設定（〇〇県）

- 政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」、③「認知症施策の推進」による政策効果を差し引いて、入院需要の目標値を設定



平成36年度末(2025年)までの政策効果の見込みの内訳

政策	地域移行する長期入院患者数の見込み(政策効果)	
① 地域移行を促す基盤整備	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)以外(長期入院患者(認知症除く)の30~40%)	〇〇~〇〇人
② 治療抵抗性統合失調症治療薬の普及	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)の25~30%	〇〇~〇〇人
③ 認知症施策の推進	認知症による長期入院患者の13~19%	〇〇~〇〇人

合計 〇〇~〇〇人⁹